

令和5年度
第1回 文化財調査委員会議

日時 令和5年8月2日(水)
午後1時30分～午後3時
場所 花泉支所4階 東大会議室

次 第

(辞 令 交 付)

1 開会

2 あいさつ

3 委員長、副委員長選出

4 議題

(1) 報告 令和4年度文化財保護事業の実績について

(2) 協議1 指定文化財の指定について

(3) 協議2 令和5年度文化財保護事業の実施について

5 その他

6 閉会

[配布資料]

- 1 「令和5年度第1回文化財調査委員会議」(本紙)
- 2 座席表(当日配布)

関係規程（抄）

○一関市文化財保護条例（抄）

平成 17 年 9 月 20 日
条例第 96 号

第 7 章 文化財調査委員

（文化財調査委員）

第 43 条 教育委員会に一関市文化財調査委員(以下「調査委員」という。)を置く。

2 調査委員は、文化財に関する学識経験者のうちから教育委員会が任命する。

第 44 条 調査委員は、市の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

第 45 条 調査委員の定員は、20 人以内とする。

第 46 条 調査委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 調査委員は、非常勤とする。

○一関市文化財保護条例施行規則（抄）

平成 17 年 9 月 20 日
教育委員会規則第 34 号

（調査委員会議）

第 21 条 条例第 43 条第 1 項に規定する一関市文化財調査委員(以下「調査委員」という。)は、必要に応じて会議を開くものとする。

2 調査委員の会議(以下「会議」という。)は、教育長が招集する。

（委員長及び副委員長）

第 22 条 会議に委員長及び副委員長 1 人を置き、調査委員の互選とする。

2 委員長は、会議の議長となり、会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の成立及び議決）

第 23 条 会議は、調査委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、同一事件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

2 会議の議事は、出席調査委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

文化財調査委員名簿

◇委員

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

| 選出 | 氏名 | 専門分野 | 就任年月日 | 備考 |
|----|---------------------|------|-----------|------|
| | くどう たけし 工藤 武 | | H25.4.1 | |
| | きくち かおる 菊池 薫 | | H27.4.1 | |
| | おおしま こういち 大島 晃一 | | H31.4.1 | |
| | ちば のぶたね 千葉 信胤 | | R3.4.1 | |
| | にし ゆきこ 西 幸子 | | H31.4.1 | |
| | ささき しげき 佐々木 繁喜 | | H29.4.1 | |
| | やまかわ じゅんいち 山川 純一 | | R3.4.1 | |
| | おいかわ まさはる 及川 雅晴 | | H17.11.25 | |
| | さの のぶひろ 佐野 修弘 | | H31.4.1 | |
| | ちば ひろし 千葉 浩 | | R5.4.1 | 新任委員 |
| | すがわら りょうた 菅原 良太 | | H25.4.1 | |
| | やまざき しろう 山崎 司朗 | | R5.4.1 | 新任委員 |
| | ちば えいいち 千葉 栄一 | | H29.4.1 | |
| | うんの あきひこ 海野 哲彦 | | H23.10.19 | |
| | やまき とおる 八巻 徹 | | H27.4.1 | |
| | こんの つよし 金野 壮 | | R5.4.1 | 新任委員 |

◇教育委員会

| 所属 | 職名 | 氏名 | 電話番号等 |
|-------------|----------------|---------------------|---|
| 一関市教育委員会 | 教育長 | こすが まさはる 小菅 正晴 | |
| | 教育部長 | おいかわ かずや 及川 和也 | |
| 文化財課 | 文化財課長 | うじいえ かつのり 氏家 克典 | 文化財課 〒029-3105 一関市花泉町涌津字一ノ町29 花泉支所3階 ☎ 0191-82-2242 Fax 0191-36-1668 E-mail bunka@city.ichinoseki.iwate.jp |
| | 課長補佐兼文化財係長 | こんの おきむ 金野 修 | |
| | 主査(兼) | おのでら ちあき 小野寺 千亜希 | |
| | 学芸主査 | すがわら たかあき 菅原 孝明 | |
| | 文化財調査研究員(専) | はたけやま とくお 畠山 篤雄 | |
| | 文化財調査研究員(専) | あずま もとこ 東 資子 | |
| | 文化財調査研究員(専) | みつい ふみゆき 光井 文行 | |
| 文化財調査研究員(専) | あべ みつる 阿部 充 | | |

報告 令和4年度文化財保護事業の実績について

令和4年度事業実績

1 文化財の保護・地域文化の伝承

(1) 文化財の保存・活用

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7 事業名 | 事業実績等 |
|-------------------------|--|
| 文化財調査委員 等活動推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●文化財調査委員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 8/4 (出席 15 人) ・ 3/23 (出席 16 人) |
| 埋蔵文化財保存 管理事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●埋蔵文化財包蔵地照会等 <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財包蔵地照会への回答 668 件 ・埋蔵文化財発掘届出 28 件 ・埋蔵文化財発掘通知 5 件 ●開発行為や調査での発掘調査 <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財包蔵地本調査 2 件 (西光寺裏遺跡、清水尻 経塚) ・埋蔵文化財包蔵地試掘調査 4 件 ・埋蔵文化財包蔵地工事立会 7 件 ●発掘調査報告書の刊行 <ul style="list-style-type: none"> ・「西光寺裏遺跡発掘調査報告書」 |
| 歴史民俗資料等 活用整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●民俗資料館の活動 <ul style="list-style-type: none"> (1)総合学習等教育面での利活用件数 (地方創生関連交付金指標) <ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒向けの出前授業(講座)の開催 1 件 <ul style="list-style-type: none"> 1/25 中里小3年生 34 人 ②学校の授業での来館による見学、体験 5 件 <ul style="list-style-type: none"> 大東中3年生 2 人 大東小3年生 41 人 大原小3年生 14 人 猿沢小3年生 12 人 弥栄小3年生 9 人 ③児童生徒の社会教育活動等での来館による見学、体験 3 件 <ul style="list-style-type: none"> 一関第一高校2年生 4 人 興田地区放課後子ども教室 29 人 大原地区放課後子ども教室 45 人 (2)その他、企画展、体験講座、市民学芸員活動等を実施 <ul style="list-style-type: none"> 企画展 5/14～8/28「農具ミュージック」 <ul style="list-style-type: none"> 期間入館者数：427 人 1/14～3/21「ふるさとの学び舎～学びの道具たち」 <ul style="list-style-type: none"> 期間入館者数：329 人 ●民俗資料等の整理、保管箇所の集約化 <ul style="list-style-type: none"> ・集約する保管場所 (収蔵庫) の検討 (協議継続) * 保管箇所数 16→10 程度へ集約化について着手中 * 統合後の閉校校舎を活用としていた計画について再考中 |

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7 事業名 | 事業実績等 |
|-------------------------|--|
| 指定文化財調査 研究事業 | <p>●原本無刑録などについての調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 史資料調査、6/1 調査研究事業連絡会議 ・ 11/26 芦東山記念館調査研究事業関連講演会 (芦東山記念館開館 15 周年記念事業) <p>稲畑耕一郎氏(早稲田大学名誉教授)、張基善専門学芸調査員、 原田信氏(近畿大学経営学部准教授)</p> |
| 文化財情報提供 事業 | <p>●市広報「文化財探訪」記事掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5/1 号 市指定有形民俗文化財 吹子 (大東) ・ 6/1 号 市指定有形文化財 木造十一面観音立像 (千厩) ・ 8/1 号 市指定天然記念物 配志和神社のモミ林 (一関) ・ 9/1 号 市指定有形民俗文化財 道標 (東山) ・ 11/1 号 市指定天然記念物 キャラボク (藤沢) ・ 12/1 号 市指定有形文化財 石室 (一関) ・ 2/1 号 県指定有形文化財 金銅薬師如来像御正体 (花泉) ・ 3/1 号 市指定有形文化財 摺沢八幡神社の鐘 (大東) |
| 文化財標柱・解説 板整備事業 | <p>●文化財標柱・解説板の整備</p> <p>市総合計画(後期)指標。H26～R2 年度設置の 177 基に加え、 毎年 10 基を整備し、R7 年度までに累計 230 基の整備を目指す 計画</p> <p>1 これまでの実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R2 年度実績累計 178 基 (H26～R2 年度累計整備数) ・ R3 年度実績累計 188 (+10) 基 ・ R4 年度実績累計 197 (+9) 基 <p>* 部分修繕、撤去、翻訳委託件数を除く新規、更新設置基数</p> <p>2 R4 年度実績</p> <p>(1)解説板</p> <p>①県・市指定有形文化財 芦東山記念館の指定文化財 4 件 原本無刑録ほか 大東</p> <p>②市指定有形文化財 芦家住宅 大東 ※既存の支柱を利用し、板の更新(張替え)</p> <p>(2)標柱(案内板を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①埋蔵文化財包蔵地 舞草鍛冶 I・II 遺跡 一関 ②埋蔵文化財包蔵地 小戸山遺跡 一関 ③埋蔵文化財包蔵地 枡畑窯跡 大東 ④埋蔵文化財包蔵地 仏坂城跡 千厩 ⑤埋蔵文化財包蔵地 規矩馬ヶ城遺跡 千厩 ⑥埋蔵文化財包蔵地 石蔵山経塚 川崎 ⑦埋蔵文化財包蔵地 七郎五郎遺跡 藤沢 |

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7 事業名 | 事業実績等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|--|------|--------------|-----|-----------------|----|-----------------|-----|----------------|-----|----------------------|-----|----------------------|-----|------------------|-----|--------------|-----|
| 文化財施設等整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●千葉胤秀旧宅耐震診断（危険度調査） 調査期間 6/1～10/31 調査委託 XXXXXXXXXX | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 文化財公開活用事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●千葉胤秀旧宅の保存方針等に係る協議・検討状況 <ul style="list-style-type: none"> ・解体復原の方法、事業費の試算及び活用策（方法）について、内部協議を継続している。 ●旧沼田家武家住宅、千葉胤秀旧宅、せんまや街角資料館、旧東北砕石工場の管理と一般公開 ●芦家住宅自動火災報知設備設置工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ●文化財防火訓練（新型コロナ対策による開催規模縮小） <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; vertical-align: top;">300人</td> </tr> <tr> <td>・一関 1/28 長泉寺</td> <td style="text-align: right;">24人</td> </tr> <tr> <td>・花泉 1/26 千葉胤秀旧宅</td> <td style="text-align: right;">9人</td> </tr> <tr> <td>・大東 1/29 大原八幡神社</td> <td style="text-align: right;">36人</td> </tr> <tr> <td>・千厩 1/29 村上家住宅</td> <td style="text-align: right;">48人</td> </tr> <tr> <td>・東山 1/29 二十五菩薩像収蔵庫周辺</td> <td style="text-align: right;">28人</td> </tr> <tr> <td>・室根 1/22 南流神社（メイン会場）</td> <td style="text-align: right;">70人</td> </tr> <tr> <td>・川崎 1/22 布佐神楽伝承館</td> <td style="text-align: right;">35人</td> </tr> <tr> <td>・藤沢 1/29 藤勢寺</td> <td style="text-align: right;">50人</td> </tr> </table> ●職員の講師派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・4/13 狐禅寺市民センター（畠山） ・6/15 花泉町先人顕彰会（畠山） ・8/25 大原市民センター（畠山） ・8/30 山目市民センター（畠山） ・9/21 舞川市民センター（東） ・11/10 一関市社会教育委員研修（畠山） ・11/13 骨寺村荘園遺跡探訪事業（畠山） ・1/30 川崎まちづくり協議会（畠山） ・せんまや街角資料館企画展 展示解説（畠山） ●文化財指定や調査の依頼など <ul style="list-style-type: none"> ・文化財指定候補の暫定リスト作成 ・市指定文化財の県指定に向けた調査を継続 ・市指定文化財の指定に向けた調査 ●せんまや街角資料館企画展 <ul style="list-style-type: none"> ・4/26～6/26 「一関の埋蔵文化財展 Vol.2」 開催期間中入場者数 233人 展示解説会 4回開催 参加者数 31人 ※併催 「新発見の窯道具」 ・8/2～11/20 「磐井の金と鉄」 開催期間中入場者数 597人 展示解説会 4回開催 参加者数 54人 ●ニホンカモシカ滅失処理 <ul style="list-style-type: none"> ・処案件数 …………… 86件 (R3年度 94件、R2年度 121件、R1年度 60件) | | 300人 | ・一関 1/28 長泉寺 | 24人 | ・花泉 1/26 千葉胤秀旧宅 | 9人 | ・大東 1/29 大原八幡神社 | 36人 | ・千厩 1/29 村上家住宅 | 48人 | ・東山 1/29 二十五菩薩像収蔵庫周辺 | 28人 | ・室根 1/22 南流神社（メイン会場） | 70人 | ・川崎 1/22 布佐神楽伝承館 | 35人 | ・藤沢 1/29 藤勢寺 | 50人 |
| | 300人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・一関 1/28 長泉寺 | 24人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・花泉 1/26 千葉胤秀旧宅 | 9人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・大東 1/29 大原八幡神社 | 36人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・千厩 1/29 村上家住宅 | 48人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・東山 1/29 二十五菩薩像収蔵庫周辺 | 28人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・室根 1/22 南流神社（メイン会場） | 70人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・川崎 1/22 布佐神楽伝承館 | 35人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・藤沢 1/29 藤勢寺 | 50人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

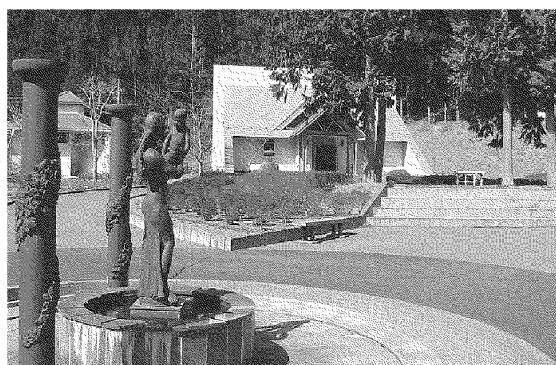
(2) 地域文化の伝承

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7 事業名 | 事業実績等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|-----------------------|-----------|------------------|-----------|---------------------|-----------|-------------|----------|----------------|----------|---------------------|-----------|--------------|----------|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-------------|----------|----------------|-----------|-----------|-----------|--------------|-----------|-------------|-----------|--------------------|-------------|------------------|-----------|-------------|-----------|
| 民俗芸能伝承調査研究事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●民俗芸能の調査等 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍での活動状況アンケート調査（56 団体/15 団体返信） ・祭礼、発表会等の調査（5 回） ・子供たちの伝統文化の体験事業（文化庁）の実施 7 団体参加：7 月から 11 月 ●民俗芸能映像記録保存事業（4 保存団体） 舞川鹿子躍、布佐神楽、小沼鹿踊、舞草鉦太鼓念仏 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 文化財保護事業補助事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●指定文化財保護事業補助金 補助率：（修繕対象経費－10 万円）×1/2 など (1)修復等 6 件 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">①宗松寺のモミと杉並木の支障木伐採と枝打ち</td> <td style="text-align: right;">236,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">②東川院木造観音菩薩坐像保存修理</td> <td style="text-align: right;">897,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">③村上家住宅地震被害による破損修理工事</td> <td style="text-align: right;">304,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">④石室修理（赤荻外山）</td> <td style="text-align: right;">49,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">⑤薄衣の笠マツの樹勢回復事業</td> <td style="text-align: right;">98,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">⑥世嬉の一酒造土蔵西側化粧破風補修工事</td> <td style="text-align: right;">439,000 円</td> </tr> </table> (2)保存団体活動等 6 件 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">①菅公夫人の墓史跡保存会</td> <td style="text-align: right;">60,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">②二十五菩薩像保存会</td> <td style="text-align: right;">50,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">③薄衣城址保存会</td> <td style="text-align: right;">33,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">④布佐神楽保存会</td> <td style="text-align: right;">31,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">⑤名木笠松保存会</td> <td style="text-align: right;">171,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">⑥大門地藏尊管理委員会</td> <td style="text-align: right;">37,000 円</td> </tr> </table> (3)重要建物修理修景事業 7 件 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">①個人 主屋と畜舎の屋根塗装</td> <td style="text-align: right;">346,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">②個人 主屋の塗装</td> <td style="text-align: right;">100,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">③個人 蔵の屋根葺き替え</td> <td style="text-align: right;">582,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">④個人 主屋の屋根塗装</td> <td style="text-align: right;">462,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">⑤個人 畜舎・物置・便所屋根、壁塗装</td> <td style="text-align: right;">1,248,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">⑥個人 主屋の屋根塗装、外壁改修</td> <td style="text-align: right;">359,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">⑦個人 便所の屋根修繕</td> <td style="text-align: right;">395,000 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">計 5,897,000 円</p> ●郷土芸能活動事業補助金 市民に資金提供等と呼び掛けて実施する事業への補助(1/2 など) <ul style="list-style-type: none"> ・郷土芸能指導者招へい事業 猿倉人形芝居公演（赤荻良寿会） 50,000 円 | ①宗松寺のモミと杉並木の支障木伐採と枝打ち | 236,000 円 | ②東川院木造観音菩薩坐像保存修理 | 897,000 円 | ③村上家住宅地震被害による破損修理工事 | 304,000 円 | ④石室修理（赤荻外山） | 49,000 円 | ⑤薄衣の笠マツの樹勢回復事業 | 98,000 円 | ⑥世嬉の一酒造土蔵西側化粧破風補修工事 | 439,000 円 | ①菅公夫人の墓史跡保存会 | 60,000 円 | ②二十五菩薩像保存会 | 50,000 円 | ③薄衣城址保存会 | 33,000 円 | ④布佐神楽保存会 | 31,000 円 | ⑤名木笠松保存会 | 171,000 円 | ⑥大門地藏尊管理委員会 | 37,000 円 | ①個人 主屋と畜舎の屋根塗装 | 346,000 円 | ②個人 主屋の塗装 | 100,000 円 | ③個人 蔵の屋根葺き替え | 582,000 円 | ④個人 主屋の屋根塗装 | 462,000 円 | ⑤個人 畜舎・物置・便所屋根、壁塗装 | 1,248,000 円 | ⑥個人 主屋の屋根塗装、外壁改修 | 359,000 円 | ⑦個人 便所の屋根修繕 | 395,000 円 |
| ①宗松寺のモミと杉並木の支障木伐採と枝打ち | 236,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②東川院木造観音菩薩坐像保存修理 | 897,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③村上家住宅地震被害による破損修理工事 | 304,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④石室修理（赤荻外山） | 49,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤薄衣の笠マツの樹勢回復事業 | 98,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥世嬉の一酒造土蔵西側化粧破風補修工事 | 439,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①菅公夫人の墓史跡保存会 | 60,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②二十五菩薩像保存会 | 50,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③薄衣城址保存会 | 33,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④布佐神楽保存会 | 31,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤名木笠松保存会 | 171,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥大門地藏尊管理委員会 | 37,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①個人 主屋と畜舎の屋根塗装 | 346,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②個人 主屋の塗装 | 100,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③個人 蔵の屋根葺き替え | 582,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④個人 主屋の屋根塗装 | 462,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤個人 畜舎・物置・便所屋根、壁塗装 | 1,248,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥個人 主屋の屋根塗装、外壁改修 | 359,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦個人 便所の屋根修繕 | 395,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3 参考 関係社会教育施設入館者数、文化財建造物見学者数、観光施設利用者数

| 施設、文化財建造物 | R4 | R3 | R2 | R1 | H30 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一関市博物館 | 13,442 | 15,750 | 7,365 | 13,970 | 12,550 |
| 石と賢治のミュージアム | 8,888 | 7,049 | 7,214 | 9,064 | 12,771 |
| 芦東山記念館 | 1,235 | 901 | 1,353 | 1,593 | 1,541 |
| 一関市民俗資料館 | 1,336 | 1,074 | 984 | 1,986 | 1,486 |
| せんまや街角資料館 | 2,479 | 1,663 | 1,145 | 1,954 | 2,208 |
| 大籠キリシタン殉教公園 | 1,203 | 888 | 848 | 1,497 | 1,815 |
| 旧沼田家武家住宅 | 3,461 | 2,209 | 1,699 | 4,678 | 4,487 |
| 千葉胤秀旧宅 | 64 | 107 | 31 | 86 | 145 |
| 旧鈴木家住宅 | 1,261 | 1,655 | 1,683 | 2,754 | 2,263 |
| 千厩酒のくら交流施設 | 23,580 | 8,156 | 5,812 | 15,693 | 20,066 |
| 骨寺村荘園交流館(若神子亭) | 26,603 | 23,337 | 26,228 | 26,279 | 26,302 |

*旧東北砕石工場は石と賢治のミュージアムに所在。旧鈴木家住宅は農林漁業資料館として展示(まちづくり推進課所管。厳美市民センター管理)。佐藤家住宅、横屋酒造は千厩酒のくら交流施設として活用(千厩支所産業建設課所管)。骨寺村荘園交流館若神子亭は骨寺荘園室所管。



大籠キリシタン資料館



せんまや街角資料館

協議 1 市指定文化財の指定について

1 市指定文化財

文化財は、文化財保護法で「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」に類型化されています。

このうち一関市は、一関市文化財保護条例第2条で文化財保護法第1項第1号から第4号までに掲げる「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」を文化財としています。

教育委員会は、市内の文化財のうち重要なものを一関市指定文化財に指定することができます（同条例第4条、第21条、第27条、第33条）。

現在本市の指定または選定の件数は、令和5年5月1日現在248件です。その内訳は、文化財保護法に基づき国が指定した「国指定」が6件、同じく同法に基づき国が選定した「国選定」が1件、岩手県文化財保護条例に基づき県が指定した「県指定」が36件、一関市文化財保護条例に基づき市が指定した「市指定」が174件、文化財保護法に基づき国が保存および活用のための措置が特に必要として文化財登録原簿に登録した「国登録」が31件となっています。

2 市指定までの流れ

指定しようとする文化財は、あらかじめ、所有者等の同意を得なければならないほか、一関市文化財調査委員の意見を聴かなければなりません。文化財調査委員は、教育委員会の諮問に答え、または意見を具申し、必要であれば補足調査や研究を行います。

指定にあたっては、同条例施行規則第20条により教育委員会が定める「一関市指定文化財指定基準」に基づき、「市の文化史上貴重なもの」「特に意義のある資料となるもの」「顕著な特異性を示すもの」「歴史的価値の高いもの」「学術的価値の高いもの」などを指定することができます。

指定するときは、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者に通知しなければなりません。指定時には所有者に指定書を交付します。

一方、市指定文化財が文化財としての価値を失ったとき、その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができます（同条例第5条）。指定の解除の通知を受けた所有者は、指定書を教育委員会に返付しなければなりません。

4 諮問する指定候補物件

本会議に諮問する候補物件は、有形民俗文化財2件です。「一関市指定文化財の指定、選定又は認定の基準（平成27年3月31日教育長決裁）」に基づき、文化財として貴重である物件を指定候補としました。

詳細は次のとおりです。

[有形文化財] 2件

- ・令和5年度 諮問第1号 「^{わらびてとう}蕨手刀
附^{つけたり} 関係資料一括（収蔵木箱、書簡類、封筒、
名刺、蕨手刀破片）（考古資料）」
[REDACTED]（藤沢町）

- ・令和5年度 諮問第2号 「^{ちようしょうじ ていへい}長昌寺の提瓶（考古資料）」
宗教法人長昌寺（藤沢町）

●指定基準

一関市指定文化財の指定、選定又は認定の基準 …………… P31【参考2】参照

諮問第 1 号

一関市文化財保護条例第 4 条の規定により、「蕨手刀 附 関係資料一括(収蔵木箱、書簡類、封筒、名刺、蕨手刀破片)」を一関市指定有形文化財に指定することについて諮問いたします。

令和 5 年 8 月 2 日 提出

一関市教育委員会 教育長 小 菅 正 晴

記

1 文化財の種別名称

種 別 有形文化財 (考古資料)

名 称 蕨手刀

附 関係資料一括 (収蔵木箱、書簡類、封筒、名刺、蕨手刀破片)

2 文化財の所在地

一関市藤沢町黄海字八景下 90

3 所有者の氏名住所

氏名


住所

4 文化財の特徴

本資料は、全体に綿の付着や錆の進行が認められるが、元の姿を概ね留めていると推定される。発見時の詳細な記録がなく、畑の開墾中という発掘調査によらない発見で、個人の伝世品である。発見以来、長く個人宅で保存されてきた。

本資料は、当地方の奈良時代 8 世紀の歴史文化の様相を把握できる貴重な資料の一つであり、指定文化財として保護保存を図ることが望ましい。

| | |
|----------|--|
| 1. 名称 | 蕨手刀 附 関係資料一括（収蔵木箱、書簡類、封筒、名刺、蕨手等破片） |
| 2. 種別 | 有形文化財 考古資料 |
| 3. 員数 | 1振 |
| 4. 品質・形状 | 本資料は、全体に綿の付着や錆の進行が認められるが、元の姿を概ね留めていると推定される。鏝は腐食が進行し部分的に欠落が見られる。刀身から剥離したと推定される、錆びた破片が残る。共鉄造りの構造。柄頭端部は弧線状を呈し円形である。中央部に懸け通し孔が見られる。金具（座金）は一個現存する。柄頭から剥離している。剥離しているため、どちら側についていたか不明である。径3.1cm。 刃の棟は現存部からみて角棟である。 |
| 5. 寸法・重量 | 全長（現存値） 58.5 c m、柄長 12.0 c m、 刃長（現存値） 45.7 c m、鏝長 6.0 c m、 柄幅 2.5 c m、先幅 4.5 c m、重ね 0.8 c m |
| 6. 年代 | 奈良時代 8世紀後半と推定 |
| 7. 銘文等 | |
| 8. 伝来 | 所有者 ██████████ 宅に伝来する。同家小野寺源左衛門氏の代（推定大正末年～昭和初期）に、自宅川向の畑の開墾中に出土と伝える。 |
| 9. その他 | <p>本資料は、「藤沢の余光」（1970）や「藤沢町史本編上」（1979）に写真で紹介される以外は、公開されることはなかったが、蕨手刀と一緒に保管される斎藤如平発小野寺源左衛門宛書簡（年欠7月25日付け）によれば、岩手県公会堂の落成式（昭和2年1927）において、当時の岩手県知事他が観覧したと記録されている。</p> <p>石井昌国 1966「蕨手刀」、八木・藤村 2003「蕨手刀集成（第3版）」、黒濟 2018「蕨手刀の考古学」に未掲載である。近年地元の郷土史家の一部が目にする以外に公開されることはなかった。本資料は、発見（推定大正末年～昭和初期）後97年を得ているが、専門家の正式な調査が行われることなく今日に至った。</p> <p>これまでの蕨手刀研究の形態分類からみて石井I型、高橋1995Ib型に相当するとみられる。柄頭の形状分類から、E類（八木1996）に近い。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>一関市内における、蕨手刀の発見・出土例は三振りである。摺沢八幡神社の蕨手刀（既指定）は平安時代初期とされている。（出土地は不明、八幡神社伝世品）</p> <p>河崎の柵跡擬定地から発掘調査により出土した資料は、土師器等の共伴出土資料の編年も併せて、8世紀後葉とされている。（発掘調査報告書 2006）</p> <p>岩手県内における、蕨手刀の文化財指定は5件である。岩手県指定文化財考古資料に「房の沢IV遺跡出土資料」（山田町）が一括指定されている。また、盛岡市、陸前高田市においても指定の処置が講じられている。</p> <p>岩手県内における蕨手刀の発見例は本蕨手刀を含め 82 事例である。（黒済 2013 参照）</p> |
| 10. 補説・所見 | <p>黄海八景下の蕨手刀は、発見時の詳細な記録が無く、畑の開墾中という発掘調査によらない発見で個人の伝世品である。発見以来長く個人宅で保存されてきた。本資料は、当地方の奈良時代8世紀の歴史文化の様相を把握できる貴重な資料の一つであり、指定文化財として保護保存を図ることが望ましい。</p> <p>「一関市指定文化財の指定、選定又は認定の基準」（平成27年3月31日教育長決裁）の第1有形文化財 考古資料の部 2 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの 3 官衙、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの に該当する。」</p> |
| 11. 所有者 氏名住所 |  |
| 12. 所在地 | 一関市藤沢町黄海字八景下90 |



蕨手刀 (全体)



蕨手刀 (柄部分)

諮問第 2 号

一関市文化財保護条例第 4 条の規定により、「長昌寺の提瓶（考古資料）」を一関市指定有形文化財に指定することについて諮問いたします。

令和 5 年 8 月 2 日 提出

一関市教育委員会 教育長 小 菅 正 晴

記

1 文化財の種別名称

種 別 有形文化財（考古資料）
名 称 長昌寺の提瓶

2 文化財の所在地

一関市藤沢町黄海字天堤 132

3 所有者の氏名住所

氏名 宗教法人 長昌寺
住所 一関市藤沢町黄海字天堤 132

4 文化財の特徴

本資料は、須恵器で発見時についたとみられる、傷や割れ痕跡が認められ接合されている。口縁部は一部欠損、リング状把手が欠損している。胴部は、正面から見て完全な円形に近く、側面からみると一方は扁平で、一方は球形で典型的な提瓶の形状である。

本資料は、県内の出土発見例中では、古い時期の型式に入る特徴を有している。発掘調査によらない出土であり、引用文献により若干の違いはあるものの発見の場所は概ね一致している。当地方の古墳時代の様相を把握できる貴重な資料の一つであり、指定文化財として保護保存を図ることが望ましい。

| | |
|----------|---|
| 1. 名称 | 長昌寺の埴瓶 |
| 2. 種別 | 有形文化財 考古資料 |
| 3. 員数 | 1 |
| 4. 品質・形状 | <p>埴瓶は、須恵器（還元炎焼成で焼かれた器）で発見時についたとみられる、傷や割れ痕跡が認められ接合されている。</p> <p>口縁部一部欠損、リング状把手が欠損している。</p> <p>胴部は、正面から見て完全な円形に近く、側面からみると一方は扁平で一方は球形で典型的な埴瓶の形状である。</p> <p>（西野 1989 参照）</p> |
| 5. 寸法・重量 | <p>口径 9.8 c m 器高 25.4-26.1 c m 頸部径 6.5 c m、 頸部高 4.5 c m、胴部最大幅 22.2 c m、胴部最大厚 15.2 c m （数値は、西野修 1989 による。）</p> |
| 6. 年代 | 古墳時代 6世紀末～7世紀前葉 |
| 7. 銘文等 | |
| 8. 伝来 | 昭和 33 年 10 月、境内西側の個人墓地の改修中に発見され、長昌寺で保管されて現在に至る。 |
| 9. その他 | <p>本埴瓶の初出は、『岩手県史第 1 巻上戸篇・上代篇 1961 岩手県で本文・写真が掲載。草間俊一 1968「岩手県西根村谷助平古墳」『岩手大学』学芸学部研究年報 18 巻で実測図が掲載。『藤沢の余光』（1970）藤沢町教育委員会において、写真が掲載。高橋守克 1979「考古学から見た藤沢町の原始・古代」『藤沢町史本編 上』藤沢町では、実測図・写真。『一関市・西磐井・東磐井郡地方の原始・古代の遺跡』（1979）一関市教育委員会では発見の場所経過。『岩手の土器－県内出土資料の集成』（1982）岩手県立博物館では、実測図が掲載されている。</p> <p>畠山喜一 1986「埴瓶考－長昌寺の埴瓶を中心に－」『東磐史学第 11 号』東磐史学会では、埴瓶概要と発見に至る経過が報告されている。</p> <p>西野修 1989「岩手県内出土「古墳時代須恵器の集成とその年代的な位置づけについて」岩手考古第 1 号岩手考古学会では、岩手県内出土の埴瓶を集成している。個々の資料の実測、所見が述べら</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>れている。熊谷常正 1999「第二節古墳時代の東磐井」『千厩町史第 1 巻歴史編』千厩町では、磐井郡内における古墳時代須恵器の出土の意義について触れている。</p> <p>岩手県内における埴瓶の出土は 7 点確認されている。いずれも北上川流域で、八幡平市谷助平古墳、盛岡市の台太郎遺跡、矢中町藤沢狄森古墳、金ヶ崎町の道場古墳、西根遺跡、黄海長昌寺境内墓地である。台太郎遺跡では、RA155 竪穴住居跡から出土している。</p> <p>(以下、西野 1989 参照)</p> <p>長昌寺の埴瓶は、球洞の頂部付近では、回転作用を利用して円状に平行叩きが施され、その後、扁平胴を除く胴部前面には、回転作用が施され、その後、扁平胴を除く胴部全面には、回転作用によるナデ付けが丁寧に施される。さらに、球洞の頂部では、部分的な刷毛目調整も施され、球胴部には、閉塞粘土蓋の痕跡が明瞭に遺っている。</p> <p>把手は欠失しているが、両肩には二つずつの剥離の痕跡があり、リング把手であることが明瞭である。その剥離痕跡から見れば、太さ概ね 2 c m 弱の粘土棒をリングに仕上げたものとみられる。</p> <p>口縁部は、鈍いながらも上下に挽き出され、玉縁状を呈している。口唇部をも鋭さに欠けている。</p> <p>器面のほぼ全面には深緑色の自然釉がかかり、ガラス質の厚い自然釉が二か所で長く器壁を垂れている。胎土堅密。色調暗青灰色。焼成良好。</p> <p>球洞の一部に、他の須恵器の器体の一部が付着。窯内部で焼成中に付着、もしくは、破片は正位を保つためのモノとして使用したものとも推測される。須恵器は、かえりを持つ坏若しくは蓋の口縁部と見られる。</p> <p>産地は不明。欠損部分からみられる胎土の観察では、白い粒が混入している。これまでの出土事例からみて、東北地方以外の産地であるとみられる。</p> |
| 10. 補説・所見 | <p>黄海長昌寺の埴瓶は、岩手県内の出土発見例の中では、古い時期の型式に入る特徴を有している。発掘調査によらない出土であり、引用文献により若干の違いはあるものの発見の場所は概ね一致している。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>本資料は、当地方の古墳時代の様相を把握できる貴重な資料の一つであり、指定文化財として保護保存を図ることが望ましい。</p> <p>「一関市指定文化財の指定、選定又は認定の基準」（平成27年3月31日教育長決裁）の第1有形文化財 考古資料の部 2 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いものに該当する。」</p> |
| 11. 所有者 氏名住所 | <p>宗教法人長昌寺 一関市藤沢町黄海字天堤132</p> |
| 12. 所在地 | <p>一関市藤沢町黄海字天堤132</p> |

長昌寺所有 埴瓶



須恵器 6世紀末～7世紀前葉



協議 2 令和 5 年度文化財保護事業の実施について

令和 5 年度文化財行政の方針

一関市教育委員会社会教育行政の方針（抜粋）

教育行政の目標（一関市教育振興基本計画）

「学びの風土を礎に 心豊かにたくましく 郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり」を目指します。

取り組み期間 令和 3 年度から令和 7 年度まで

基本方針 ともに学び、まちとひとをつくる社会教育を推進します。

【1 社会教育行政の方針】（省略）

【2 文化財行政の方針】

目 標 市民の誇りであり財産である文化財の調査研究を進め、歴史・文化に親しむ機会を通じ、心豊かなまちづくりを目指します。

方 針 文化財の保護や調査研究を進め、公開活用等により愛護意識の高揚を図ります。

重点施策 1 文化財の保護・地域文化の伝承

- (1) 文化財の保存・活用
- (2) 地域文化の伝承

2 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

- (1) 骨寺村荘園遺跡の保護
- (2) 世界遺産拡張登録の推進

事業の展開 1 文化財の保護・地域文化の伝承

- (1) 文化財の保存・活用
 - ① 文化財の保護と調査研究
 - ② 文化財愛護意識の高揚
 - ③ 文化財の展示と公開
- (2) 地域文化の伝承
 - ① 伝統芸能の保存・伝承
 - ② 自然や文化の発掘と継承
 - ③ 偉人・先人の顕彰

2 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

- (1) 骨寺村荘園遺跡の保護
 - ① 骨寺村荘園遺跡の保存
 - ② 重要文化的景観の継承
 - ③ 骨寺村荘園遺跡の普及啓発
- (2) 世界遺産拡張登録の推進
 - ① 骨寺村荘園遺跡の調査研究
 - ② 世界遺産登録への気運醸成
 - ③ ときめき世界遺産塾の開催

令和5年度事業の実施について

1 文化財の保護・地域文化の伝承

(1) 文化財の保存・活用

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業名 | 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業概要 | 「一関市予算に関する説明書」掲載 R5 事業名(予算額)、事業計画 |
|------------------------|---|--|
| 文化財調査委員等 活動推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> 文化財調査委員等による文化財の調査研究 指定文化財の状況把握と未発見史料の収集 | 一般文化財費（5,168千円） <ul style="list-style-type: none"> 文化財調査委員会議 文化財等の調査研究、資料調査ほか |
| 埋蔵文化財保存管 理事業 | 埋蔵文化財の発掘調査と文化財保護法に基づく適切な保護 | 埋蔵文化財費（1,418千円） <ul style="list-style-type: none"> 緊急発掘調査等表土掘削委託料等 |
| 歴史民俗資料等活 用整備事業 | 市内の歴史、民俗、考古資料の調査研究と公開展示 | 一般文化財費（5,168千円）再掲 <ul style="list-style-type: none"> 民俗資料移設（継続検討） 民俗資料館運営事業費（871千円） |
| 指定文化財調査研 究事業 | <ul style="list-style-type: none"> 県指定有形文化財「原本無刑録」などの指定文化財調査研究 キリタン殉教に関する調査研究 文化財指定の推進 | 芦東山記念館調査研究費（300千円） <ul style="list-style-type: none"> 史資料調査(専門学芸調査員) 指定文化財等の調査、研究 |
| 文化財情報提供事 業 | 市広報誌、ホームページを活用した文化財の紹介や各種事業の情報提供 | 一般文化財費（5,168千円）再掲 <ul style="list-style-type: none"> 市広報「文化財探訪」掲載等 年8回程度予定 市ホームページの情報更新、事業紹介 |



市指定有形文化財 千葉胤秀旧宅



市指定無形民俗文化財 小沼鹿踊

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業名 | 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業概要 | 「一関市予算に関する説明書」掲載 R5事業名(予算額)、事業計画 |
|------------------------|--|--|
| 文化財標柱・解説板 整備事業 | 市内の歴史や文化に関する標柱と解説板の整備 | 文化財標柱・解説板整備事業（1,000千円） ・標柱、解説板更新など計10基を整備 |
| 文化財施設等整備 事業 | 千葉胤秀旧宅の保存のほか各施設の老朽化対策や機能充実のための施設改修等 | 文化財保存管理費（9,141千円） ・千葉胤秀旧宅保存方法及び活用策について、内部協議を継続 ・せんまや街角資料館修繕 |
| 文化財公開活用事業 | ・市が所有または管理する指定等建造物の適切な管理と一般公開 ・旧東北砕石工場の公開再開 | 文化財保存管理費（9,141千円）再掲 ・旧沼田家武家住宅、千葉胤秀旧宅、せんまや街角資料館等の管理費等 ※一関の埋蔵文化財展Vol3 （4月上旬～7月下旬） ※郷土の聖徳太子信仰（8月～11月） |

(2) 地域文化の伝承

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業名 | 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業概要 | 「一関市予算に関する説明書」掲載 R5事業名(予算額)、事業計画 |
|------------------------|------------------------------|---|
| 民俗芸能伝承調査 研究事業 | 市内に伝承されている民俗芸能の調査研究 | 民俗芸能伝承記録保存事業費（2,024千円） ・民俗芸能映像記録保存業務（2団体予定） ・民俗文化財調査 報告書印刷費等 ・文化財指定に向けた検討 民俗芸能以外の無形民俗文化財 |
| 文化財保護事業補助事業 | 指定等文化財の維持管理や保護活動を行う個人や団体への支援 | 指定文化財保護事業補助金（6,000千円） ・文化財修復事業、保存団体等の活動補助、重要建物修理修景事業 郷土芸能活動事業補助金（500千円） |

2 骨寺村莊園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

(1) 骨寺村莊園遺跡の保護

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業名 | 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業概要 | 「一関市予算に関する説明書」掲載 R5事業名(予算額)、事業計画 |
|------------------------|--|--|
| 骨寺村莊園遺跡保 全活用事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小区画水田保全活用等への各種支援事業の実施 ・ 骨寺村莊園遺跡整備活用基本計画に基づく保存活用 | 【所管 骨寺莊園室】 |
| 文化的景観保護推 進事業費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「一関本寺の農村景観」の構成要素である重要建物に係る修理、修景 ・ 史跡と重要文化的景観の一体的な保存管理 | 文化的景観保護推進事業費（153千円） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の重要文化的景観「一関本寺の農村景観」の保護推進に係る経費、研修会参加 ※全国文化的景観地区連絡協議会一関大会の開催（10/26.27） |
| 骨寺村莊園遺跡情 報発信事業 | 骨寺村莊園交流施設を核とし、農作業体験や遺跡探訪など骨寺村莊園遺跡の価値や魅力を情報発信 | 【所管 骨寺莊園室】 |

(2) 世界遺産拡張登録の推進

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業名 | 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業概要 | 「一関市予算に関する説明書」掲載 R5事業名(予算額)、事業計画 |
|---------------------------|---|--|
| 骨寺村莊園遺跡世 界遺産登録推進事 業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産拡張登録実現に向けた県、関係市町と連携した拡張登録推薦準備作業の実施 ・ 重点的な考古学的調査及び文献研究等の実施 ・ 骨寺村莊園に関する講演会やシンポジウム等の開催 | 骨寺村莊園遺跡調査研究事業費(6,532千円) <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月下旬～ 発掘調査(山王窟、慈恵塚、白山社及び駒形根神社) 【所管 骨寺莊園室】 【所管 博物館】 |
| ときめき世界遺産 塾負担金 | 県南教育事務所管内の児童生徒を対象とした「ときめき世界遺産塾」の開催 | 【所管 骨寺莊園室】 |

【参考2】 一関市指定文化財の指定、選定又は認定の基準

一関市文化財保護条例施行規則第20条により、指定、選定又は認定の基準について、次のとおり定める。

(平成27年3月31日 教育長決裁)

第1 有形文化財指定基準

絵画、彫刻、工芸の部

- 1 各時代の遺品のうち、制作優秀で市の文化史上貴重なもの
- 2 市の絵画史上、彫刻史上又は工芸史上特に意義のある資料となるもの
- 3 題材、品質、形状、技法又は用途等の点で顕著な特異性を示すもの
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 5 渡来品で市の文化にとって特に意義のあるもの

書跡、典籍の部

- 1 書跡類は、宸翰^{しんかん}、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖^{ほうじょう}等で市の書道史上の代表と認められるもの又は市の文化史上貴重なもの
- 2 典籍類のうち、写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で市の文化史上貴重なもの
- 3 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で市の文化史上貴重なもの
- 4 書跡類は、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で、市の文化にとって特に意義のあるもの

古文書の部

- 1 古文書類は、市の歴史上重要と認められるもの
- 2 日記、記録類(絵図、系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で市の文化史上貴重なもの
- 3 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 4 古文書類、日記、記録等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で、市の文化にとって特に意義のあるもの

考古資料の部

- 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代、弥生時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 2 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 3 官衙^{かんが}、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 4 渡来品で、市の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

歴史資料の部

- 1 政治、経済、社会、文化等市の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 2 市の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 3 市の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 4 渡来品で、市の歴史上意義が深く、かつ学術的価値の特に高いもの

建造物の部

建築物(社寺、城郭、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(橋梁、石塔、鳥居等)の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的に価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

第2 無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

無形文化財指定基準

芸能関係

- 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号のいずれかに該当するもの
 - (1) 芸術上特に価値の高いもの
 - (2) 芸能史上特に重要な位置を占めるもの
 - (3) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な位置を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの
- 2 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

工芸技術関係

- 1 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号のいずれかに該当するもの
 - (1) 芸術上特に価値の高いもの
 - (2) 工芸史上特に重要な位置を占めるもの
 - (3) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な位置を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

芸能関係

- 1 保持者
 - (1) 市の無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法(以下「芸能又は技法」という。)を高度に体現できる者
 - (2) 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
 - (3) 2人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員
- 2 保持団体
芸能又は技法の性格上、個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

工芸技術関係

- 1 保持者
 - (1) 市の無形文化財に指定される工芸技術(以下「工芸技術」という。)を高度に体得している者
 - (2) 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
 - (3) 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

2 保持団体

工芸技術の性格上、個人的特色が薄く、かつ当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

第3 有形民俗文化財指定基準

1 次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において市の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

- (1) 衣食住に用いられるもの
例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
 - (2) 生産、生業に用いられるもの
例えば、農具、漁具、工匠用具、紡織用具、作業場等
 - (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの
例えば、運搬具、船車、飛脚用具、関所等
 - (4) 交易に用いられるもの
例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
 - (5) 社会生活に用いられるもの
例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
 - (6) 信仰に用いられるもの
例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
 - (7) 民俗知識に関して用いられるもの
例えば、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等
 - (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの
例えば、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
 - (9) 人の一生に関して用いられるもの
例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
 - (10) 年中行事に用いられるもの
例えば、正月用具、節供用具、盆用具等
- 2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
- (1) 歴史的変遷を示すもの
 - (2) 時代的特色を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの
 - (4) 生活階層の特色を示すもの
 - (5) 職能の様相を示すもの

第4 無形民俗文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定基準

無形民俗文化財指定基準

- 1 風俗習慣のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (1) 由来、内容等において市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 2 民俗芸能のうち、次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
 - (2) 芸能の変遷の過程を示すもの

(3) 地域的特色を示すもの

無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準

1 保持者

市の無形民俗文化財に指定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

2 保持団体

芸能又は技法の性格上、個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

第5 史跡名勝天然記念物指定基準

1 史跡

次に掲げるもののうち市の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

- (1) 貝塚、遺物包含地、住居跡(竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等)、古墳、神籠石その他この類の遺跡
- (2) 城柵、館跡、官衙跡、城跡、古戦場その他政治に関する遺跡
- (3) 社寺の跡、又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
- (4) 藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- (5) 薬園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡
- (6) 関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡
- (7) 墳墓及び碑
- (8) 旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒ある地域の類

2 名勝

次に掲げるもののうち市の優れた郷土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、又は人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- (1) 公園、庭園
- (2) 橋梁、築堤
- (3) 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生^{そうせい}する場所
- (4) 鳥獣、魚虫などの生息する場所
- (5) 岩石、洞穴
- (6) 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- (7) 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- (8) 火山、温泉
- (9) 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- (10) 展望地点

3 天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、市の自然を記念するもの

動物

- (1) 市特有の動物で著名なもの及びその生息地

- (2) 市特有の産ではないが、市著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地
- (3) 自然環境における特有の動物又は動物群集
- (4) 市に特有な畜養動物
- (5) 特に貴重な動物の標本

植物

- (1) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (2) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (3) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (4) 代表的な原野植物群落
- (5) 砂地植物群落の代表的なもの
- (6) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (7) 洞穴に自生する植物群落
- (8) 池泉、温泉、湖沼、河の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (9) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (10) 著しい植物分布の限界地
- (11) 著しい栽培植物の自生地
- (12) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

地質鉱物

- (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2) 地層の整合及び不整合
- (3) 地層の褶曲及び衝上
- (4) 生物の働きによる地質現象
- (5) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (6) 洞穴
- (7) 岩石の組織
- (8) 温泉及びその沈殿物
- (9) 風化及び浸蝕に関する現象
- (10) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (11) 氷雪霜の営力による現象
- (12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域

第6 選定保存技術の選定及び保持者又は保存団体の認定の基準

選定保存技術の選定基準

1 有形文化財等関係

- (1) 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの(次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。)で保存の措置を講ずる必要のあるもの
- (2) 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術若しくは技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

2 無形文化財等関係

無形文化財若しくは無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術若しくは技能のうち芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等若しくは材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

選定保存技術の保持者又は保存団体の認定基準

1 保持者

市の選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

2 保存団体

市の選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの